

学術大会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県理学療法士会定款施行細則第19条に基づき、宮城県理学療法学会（以下「学術大会」という。）の運営を円滑かつ明瞭に行うことを目的として定める。

(学術大会長の任命)

第2条 学術大会に学術大会長1名を置く。

2 学術大会長は、本会会員の中から理事会の推薦、承認を得て会長が任命する。

(学術大会長の職務)

第3条 学術大会長は学術大会を統括する。

2 学術大会長は以下の事項につき、学術大会部において協議し、理事会の承認を得なければならない。

- ① 学術大会の会期及び会場に関する事項
- ② 学術大会の予算並びに決算に関する事項
- ③ 学術大会の事業計画並びに報告に関する事項
- ④ 学術大会賞候補者の選定並びに推薦に関する事項
- ⑤ 上記各項の他、当該学術大会に関する事項

3 上記の他、学術大会長は理事会に出席し意見を述べることができる。

(学術大会長の任期)

第4条 学術大会長の任期は1年とする。但し残務処理は任期終了後も行うものとする。

(学術大会準備委員長及び学術大会準備委員)

第5条 学術大会に学術大会準備委員長（以下「準備委員長」という。）を1名、学術大会準備委員（以下「準備委員」という。）を若干名置く。

2 準備委員長、準備委員は学術大会長が任命する。

3 準備委員長、準備委員は学術大会の運営にあたるものとする。

4 準備委員長、準備委員の任期は1年とする。但し残務処理は任期終了後も行うものとする。

(定めのない事項)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会により協議し、承認をもって成立する。

(附則)

1 この規程は、令和8年4月16日から改正施行する。